

令和8年3月23日
福祉部介護保険課

介護保険料における基準額の調整について

1 変更の概要

介護保険料の算定基準としている老齢基礎年金（満額）支給額が、令和7年分より82万6千464円となる。これにより、現行の算定基準である80万円9千円を超える状況となることから、算定基準を82万6千500円に変更する。

2 介護保険料算定基準

介護保険料は第1段階から第5段階までは介護保険法施行令を反映した内容となっているため、下表の内容が変更となる。

対象者の変更内容

段階	変更前	変更後
第1段階	生活保護受給者、世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が <u>80万円9千円</u> 以下の者	生活保護受給者、世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が <u>82万6千500円</u> 以下の者
第2段階	世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が <u>80万9千円</u> 超120万円以下の者	世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が <u>82万6千500円</u> 超120万円以下の者
第3段階	世帯全員住民税非課税者かつ本人の年金収入等が120万円超の者	(変更なし)
第4段階	本人住民税非課税者かつ世帯に課税者がいる、かつ本人の年金収入等が <u>80万9千円</u> 以下の者	本人住民税非課税者かつ世帯に課税者がいる、かつ本人の年金収入等が <u>82万6千500円</u> 以下の者
第5段階	本人住民税非課税者かつ世帯に課税者がいる、かつ本人の年金収入等が <u>80万9千円</u> 超の者	本人住民税非課税者かつ世帯に課税者がいる、かつ本人の年金収入等が <u>82万6千500円</u> 超の者

※第6段階から第18段階までは変更なし

3 変更年月日

介護保険料算定新基準適用 令和8年4月1日